

# 特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 鎌田 健司 様 であて名 〒540-6207 日本国大阪府大阪市中央区城見2丁目1番61号 パナソニックIPマネジメント株式会社内	PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]
発送日 (日.月.年) 23.10.2018	

出願人又は代理人 の書類記号 P1005898W001	今後の手続については、下記2を参照すること。
--------------------------------	------------------------

国際出願番号 PCT/J P 2018/026972	国際出願日 (日.月.年) 18.07.2018	優先日 (日.月.年) 23.08.2017
-------------------------------	-----------------------------	---------------------------

国際特許分類 (IPC) Int.Cl. D06F39/02(2006.01)i, D06F33/02(2006.01)i

出願人 (氏名又は名称)  
 パナソニックIPマネジメント株式会社

1. この見解書は次の内容を含む。

- 第I欄 見解の基礎
- 第II欄 優先権
- 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成
- 第IV欄 発明の単一性の欠如
- 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明
- 第VI欄 ある種の引用文献
- 第VII欄 国際出願の欠陥
- 第VIII欄 国際出願についての意見

2. 今後の手続

国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。

この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。

さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

見解書を作成した日  
 11.10.2018

名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/J P) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 大光 太朗 電話番号 03-3581-1101 内線 3332	3K	3423
--	--	----	------

## 第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
  - 出願時の言語による国際出願
  - 出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2.  この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
  - a.  出願時における国際出願の一部を構成する配列表
    - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
    - 紙形式又はイメージファイル形式
  - b.  国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
  - c.  国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
    - 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
    - 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4.  さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	3-5	有
	請求項	1-2	無
進歩性 (I S)	請求項		有
	請求項	1-5	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-5	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献 1: JP 2017-74080 A (日立アプライアンス株式会社) 2017.04.20, 段落 [0014]-[0057], [0142]-[0160], 第1-8, 18-19, 22 図 (ファミリーなし)

文献 2: JP 2000-300891 A (松下電器産業株式会社) 2000.10.31, 段落 [0033]-[0036], 第2 図 (ファミリーなし)

請求項 1-2 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 に記載されているので、新規性、進歩性を有しない。文献 1 には、筐体 (筐体 4) と、前記筐体内に支持される水槽 (水槽 17) と、前記水槽内に回転可能に配設される洗濯槽 (回転ドラム 20) と、前記水槽よりも上部に設けられ、収容部を有するタンク収容ケース (第 22 図において、洗剤投入口 25 とタンク 32、33 が収容される領域) と、前記タンク収容ケースの前記収容部内に配設され、液剤を収容するタンク (タンク 32、33) と、前記タンク内の前記液剤を前記洗濯槽内へ自動供給する液剤自動投入装置 (洗剤処理液自動投入手段) と、を備え、前記液剤自動投入装置は、前記タンク内の液剤を吸引、吐出するポンプユニット (ポンプ手段 47) を有する洗濯機が記載されている (段落 [0014]-[0057], [0154]-[0160], 第 1-8, 18-19, 22 図)。また、文献 1 には、ポンプユニットから吐出された前記液剤は、吐出口 56 から吐出されて第二の洗剤供給管 41 を通って第一の洗剤供給管 14 を経由して、水槽 17 に供給されることが記載されていることから (段落 [0156] -[0157])、洗剤は、吐出口 56 から自由落下して水槽へ供給されるものであるといえる。

(補充欄に続く)

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

## 第 V 欄の続き

## [請求項 2 について]

文献 1 には、タンク収容ケースの収容部に配設され、手動投入用の粉末洗剤を収容する洗剤ケース（粉末洗剤投入口 25 a）と、前記タンク収容ケースの底部に形成される排水口（第一の洗剤供給管 14 の上端領域）と、前記排水口と前記水槽とを連通する連結ホース（第一の洗剤供給管 14）と、を備え、前記連結ホースは、分岐水路（第二の洗剤供給管 41）と接続され、前記分岐水路は、前記ポンプユニットの吐出水路と連通接続されるように構成されることが記載されている。

請求項 3-5 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 より進歩性を有さない。文献 1 記載の洗濯機において、ポンプユニットの駆動や給水弁の開閉動作を、洗剤が残留しないように構成することは、技術の具体的適用に伴う設計的事項にすぎない。

請求項 1 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 2 より進歩性を有さない。文献 2 には、筐体（外郭カバー 15）と、前記筐体内に支持される水槽（水受け槽 3）と、前記水槽内に回転可能に配設される洗濯槽（洗濯兼脱水槽 1）と、前記水槽よりも上部に設けられ、液剤を収容するタンク（洗剤タンク 20）と、前記タンク内の前記液剤を前記洗濯槽内へ自動供給する液剤自動投入装置（洗剤投入装置）と、を備え、前記液剤自動投入装置は、前記タンク内の液剤を吸引、吐出するポンプユニット（ポンプ装置 19）を有する洗濯機が記載されている（段落[0033]-[0036]，第 2 図）。また、文献 2 には、ポンプ装置 19 により液体洗剤 16 を洗濯兼脱水槽 1 に投入することが記載されているから、該液体洗剤 16 は自由落下して洗濯兼脱水槽 1 へ供給されているといえる。文献 2 には、収容部を有するタンク収容ケースが記載されていないが、洗濯機において、タンクを収容するタンク収容ケースを備えるものは、例示するまでもなく従来周知であるから、文献 2 記載の洗濯機に、該従来周知のタンク収容ケースを設けることは、当業者が容易に想到し得たものである。